

国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和3年8月15日

大和郡山市国民健康保険に加入しているみなさんへ

脳ドック申込のご案内

まずはご自身が対象かどうかをご確認ください。対象の人で脳ドックを希望される人は市役所の窓口で申込をお願いします。



対象者 以下の条件をすべて満たす脳ドックを希望される人

- **国民健康保険の被保険者**であること。
(社会保険や後期高齢者医療制度等ほかの健康保険に加入している人は対象外です。)
 - 令和3年4月1日現在、大和郡山市国民健康保険の**加入期間が1年以上継続**していること。
 - 令和3年4月1日現在、**40歳以上74歳以下**であること。
(昭和21年10月2日～昭和56年4月1日生まれの人)
 - 納付期限の到来している**国民健康保険税(令和3年度第2期まで)を完納**していること。
(分納されている世帯の人は脳ドックの対象外です。)
- ※受診日時点で、大和郡山市国民健康保険の被保険者であることが必要です。

申し込み時に検査場所を選んでいただきます。あらかじめ右記の指定医療機関の中から決めておいてください。

指定医療機関	住 所	受入可能人数
かきざきクリニック	本庄町297-1	上限 なし
郡山青藍病院	本庄町1-1	上限 なし
田北病院	城南町2-13	上限150名
大和郡山病院	朝日町1-62	上限 なし

※申し込み後の医療機関の変更はできません。
※人数制限により希望の医療機関を申し込みできない場合はご了承ください。

検査料:7,000円 **検査内容:MR I 検査**

※検査当日、医療機関で直接お支払いください。
※検査の結果、精密検査や治療を要する場合は、別途料金が必要です。

申込期間 9月5日(日)～9月10日(金)

ただし、初日は8:30～15:00・平日は8:30～17:15

申込先

市役所 保険年金課給付係(102 窓口) ※電話での申し込みは受け付けできません。

本人もしくは同世帯の人が、申し込む人の保険証をご持参ください。
それ以外の方が申し込みに来る場合は事前にご連絡をお願いします。

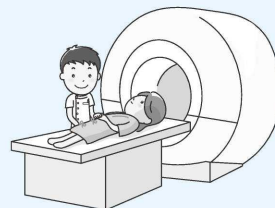
定 員

400名
9月6日以降で定員になり次第締め切ります。

受診期間

令和3年10月1日～令和4年2月28日

申し込み後、決定した医療機関に受診日の予約を各自でお願いします。



新型コロナウイルス感染予防のため混雑を緩和させることを目的に、昨年に引き続き申し込み初日(9月5日)の受付時間を15時まで延ばします。また、初日の申し込み分については全員受付することとします。

当日は密状態をさけるため整理券の配布等を考えております。お待ちいただく時間が長くなる場合には時間をあらためてのご来庁をお願いすることもあるかもしれませんがご理解ご協力をお願いします。

柔道整復・鍼灸・マッサージのかかり方

柔道整復(整骨院・接骨院)・鍼灸院・マッサージなどでは健康保険証が使える場合が限定されています。

柔道整復(整骨院・接骨院)では

- 健康保険証が使える場合
 - ・外傷性のねん座・打撲・肉離れ・挫傷
 - ・骨折・脱臼の施術
(ただし応急手当を除き医師の同意が必要)
- ×健康保険証が使えない場合
 - ・日常生活における肉体疲労、肩こりなど
 - ・ヘルニアや神経痛などからくる痛み
 - ・すでに医療機関で治療中の部位の施術 等

鍼灸院・マッサージ施術院では

- 健康保険証が使える場合
 - ・医師の同意書や診断書がある場合に限る
例 **鍼灸院**: リウマチ、五十肩、腰痛症、頸腕(けいわん)症候群などの対象病名であって医師からの診断があるもの
マッサージ施術院: 筋麻痺や筋萎縮、間接拘縮(こうしゅく)などにより医療上マッサージを必要とする場合
- ×健康保険証が使えない場合
 - ・上記以外のもの

柔道整復での施術の際は、施術担当者に負傷の原因を正確に伝えましょう。また施術が長期にわたる場合は、症状の原因が他にある場合も考えられるので病院での診察を受けるようにしましょう。

施術後は担当者が施術内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)を記載した療養費支給申請書を作成します。内容をよく確認してから署名をしましょう。

健康保険証を使用した際に発生する保険給付費はみなさまに納めていただいた国民健康保険税によってまかなわれています。保険証の使える範囲や内容を知っていただき、保険財政の適正化へのご協力をお願いいたします。

ジェネリック医薬品のご案内



ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許期間が切れたあとに、厚生労働省の承認のもと同じ有効成分を使って製造・販売されている薬です。開発期間や費用が少ないため、新薬より安価で提供されています。特に、脂質異常症や高血圧症、糖尿病などの慢性的な病気で、長期にわたって薬を服用している場合はジェネリック医薬品を利用することで大きく薬代を減らせる可能性があります。また、新薬の開発時にはなかった新しい製剤技術等により飲みやすさや副作用を抑える工夫といった改良がさらに進んでいる場合もあります。

注意 ※ ジェネリック医薬品をご希望の際は、医師・薬剤師に必ずご相談ください

- すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、薬局などでの支払額が下がらない場合もあります。
- 院内処方では、ジェネリック医薬品に対応できない場合があります。
- ジェネリック医薬品の効き方などには個人差があります。症状などにより、切り替えできない場合もあります。

対象の薬を使用している人へ

「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」をお送りしています。

大和郡山市国民健康保険では、ジェネリック医薬品に切り替えたとき、薬代の負担が軽くなる可能性のある人を対象に、「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」をお送りしています。

ジェネリック医薬品を使用されるかどうかの参考資料としてお役立てください。